

NPO和歌山有機認証協会 NEWS LETTER

NewsWOCA



2006年12月1日 号外

発行：NPO和歌山有機認証協会事務局
〒641-0051 和歌山市西高松1丁目6-4
TEL&FAX：073-421-6545

日本農林規格がまた改定されました

昨年、全面改正されたばかりなのにまた…ということになりますが、「有機農産物の日本農林規格」や「有機加工食品の日本農林規格」が一部改正され、この11月27日から施行されましたので、以下、その概要をお知らせします。

改正された規格の書面が必要な方はJAS規格一覧のホームページ（別記1）からダウンロードしてください。新旧規格の対照表も農林物資規格調査会のホームページ（別記2）からダウンロードできます。インターネット環境にない方でこれらが必要な方がおられましたら、その旨、事務局にご連絡ください。印刷代+郵送料の実費でご送付いたします。また、以下の叙述でわからない点があれば、事務局までお問い合わせください。

別記1：http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaneu_jas/list_jaskikaku.html

別記2：http://www.maff.go.jp/www/council_cont/sougou_syokuryou/nourin_bussi/sokai/20060824/data07.pdf

（いずれも「有機農産物の日本農林規格」等で検索すれば容易にたどり着けます）

有機農産物の日本農林規格の主な改正点

- 1、きのこ類の有機生産基準が追加されました。これに関連し、きのこの「種菌」や「ほだ場」「ほだ木」に関する規定が追加されています（詳細は略）。
- 2、別表1（限定的に使用を認められる肥料や土壌改良資材を示す表）に掲げる資材のうち基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」等の記述があるものについては、その資材の原材料の生産段階までさかのぼって組み換えDNA技術が用いられていないことが、使用できる条件になりました。
- 3、別表1に、①工場等からの水産物由来の資材、②岩石を粉砕したもの、③食酢（合成酢を含む）、④乳酸、⑤製糖工業の副産物（廃糖蜜が該当）、⑥肥料の造粒材及び固結防止材（限定的にリグニンも使用可）が追加され、①貝化石肥料が削られました。ただし貝化石は「炭酸カルシウム」（後述）と読み替えて引き続き使用できます（同種の資材で「サンゴ化石」も使えます）。また使用できる資材のうち、①炭酸カルシウム、②硫酸苦土、③水酸化苦土は、旧規格でそれぞれの語尾にあった「肥料」の文言が外されました。なお、これらの資材には「基準」で製法や用途に制限のあるものが多くあり、必ずしも全て無条件に使えるわけではないのはこれまでと同様です。導入する場合は必ず、当該する基準をクリアしているか確認するようにしてください。

- 4、別表2（限定的に使用を認められる農薬を示す表）で、①脂肪酸グリセリド剤が同乳剤に書き換えられ、②生物農薬製剤が削られました。
- 5、別表3（限定的に使用を認められる調整用等資材を示す表）で、①樹脂成分の調整品が樹皮成分の調整品に書き換えられました。
- 6、また附則で、前記2の条件（肥料等の原材料が組み換えDNA由来でないことを要求）について、①植物及びその残さ由来の資材、②発酵、乾燥、又は焼成した排せつ物由来の資材、③食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材、④発酵した食品廃棄物由来の資材、の4つについては、組み換えDNA技術が用いられていない原材料の入手が困難である場合（流通過程における分別の証明が不能の場合を含む）は経過措置として、当面の間使用できることが明記されました。
- 7、同じく附則で、この規格公布の日（06年10月27日）から3年間は、他に適当な方法がない場合、経過措置として、①古紙由来の農業資材（古紙マルチを想定）、②種子が帯状に封入された農業用資材（シーダーテープを想定）を使用できること、また③別表3のエチレンについても、バナナだけでなくキウイフルーツにも使用できることが明記されました。
- 8、今回の改定の主な内容は以上ですが、さらに附則で、来年11月26日まではこれまでの規格に基づいて格付を行うことができることとしています。

有機加工食品の日本農林規格の主な改正点

- 1、原材料（食塩、水、加工助剤を除く）の重量に占める非有機原材料の重量を5%以下とする基準に、別表1の食品添加物を含めることが明記されました。ただし今回別表1に追加された（下記3の項参照）一般飲食物添加物のうち有機格付されたものは有機原料として取り扱われます。以上の趣旨で第3条の有機加工食品等の定義が書き換えられたほか、第4条に「原材料の使用割合」の項が新設されました。
- 2、禁止される放射線照射の目的から「病原菌の除去」が削除されました。（直後の記述「衛生の目的」と重複するため。）
- 3、別表1（限定的に最小限の使用が認められる食品添加物）に、①「一般飲食物添加物」が追加され、②「寒天」が削除されました。また「木灰」の基準に天然物質由来であることと、従来のチーズに加えこんにやくや山菜類のあく抜きに使用できる旨が追加されました。
- 4、別表2（限定的に使用が認められる防除用薬剤）に、①「食用に用いられる植物の抽出物」が追加されました。また、「植物及び動物油」が「植物油及び動物油」に変更されました。
- 5、今回の改正の主な内容は以上ですが、附則で、来年11月26日まではこれまでの規格に基づいて格付を行うことができることとしています。

以上